

■制度概要

府内の就労継続支援B型事業所の工賃向上等についての優れた取組みを表彰し、好事例を広く他の事業所に周知する。
 令和7年度より、応募要件を改め、就労支援、目標工賃達成、長期継続支援、重度障がい者支援のいずれかの要件を満たし、工賃向上等について特色ある優れた取組みをしている事業所を募集し、表彰する。

■着目ポイント改定 まとめ

選択要件 特色ある優れた取組	①就労支援	②目標工賃達成	③長期継続支援	④重度障がい者支援	
①～④のうちいずれか又は複数	3年内1名就労	目標工賃達成加算	10年以上の実績	重度者支援体制加算	
対象事業所数※	102	123	139	38	計 229
必須要件	全国平均以上の工賃月額（23,053円以上）				(重複有)
	3年以上の実績・情報開示・法令遵守				
対象事業所数※	269				

※工賃実績調査回答データより(2,039事業所(R7.4)中、1,689事業所回答分より)

■平均工賃月額（円）

	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度(速報値)
大阪府	12,786	13,681	18,176	19,696
全国	16,507	17,031	23,053	—

■表彰実績

	受賞	応募	要件充足	府内指定(4月時点)
R4年度	2	3	41	1,369
R5年度	3	15	110	1,558
R6年度	1	6	169	1,757
R7年度			229	2,039

令和7年度

大阪府就労継続支援優良取組表彰

大阪府では、障がい福祉サービス事業所(就労継続支援B型事業所)において、障がい者の工賃向上に優れた取組みを行っている事業者を表彰しています。今年度より応募要件を改め、就労支援、目標工賃達成、長期継続支援、重度障がい者支援のいずれかの要件を満たし、工賃向上について特色ある優れた取組みをしている事業所を募集します。

募集期間

令和7年

9月8日(月) ▶ 10月31日(金)
〆切



令和6年度 表彰式の様子
「グリーンファーム千里中央」
取組事例は府HPに掲載



応募要件

以下の要件を満たしている事業所の特色ある優れた取組みを好事例として表彰します！

必須要件	令和6年度平均工賃月額が、全国平均(23,053円)以上			
	3年以上の実績・情報開示・法令遵守			
選択要件 ①～④ いずれか1つ以上	① 就労支援	② 目標工賃達成	③ 長期継続支援	④ 重度障がい者支援
	3年内1名一般就労 <small>就労支援による一般就労と高工賃の達成</small>	目標工賃達成加算 <small>全国平均以上の工賃向上額の目標達成による高工賃の達成</small>	10年以上の実績 <small>長年の支援を通じて積み重ねた工夫による高工賃の達成</small>	重度者支援体制加算 <small>重度障がい者に応じた支援と高工賃の両立の達成</small>

応募方法

- ・推薦書(自薦・他薦)及び必要書類を、以下の送付先へメール(一部資料郵送可)にてご提出ください
- ※詳細は募集案内を確認ください。募集要項・推薦書は大阪府HPに掲載しております。

[送付先及び問い合わせ先]

大阪府 就労継続支援優良取組表彰

検索

大阪府 福祉部 障がい福祉室 自立支援課 就労支援グループ
住 所 〒540-8570 大阪市中央区大手前3丁目2番12号 大阪府庁別館1階
電 話 06-6941-0351(内線番号4143)
メー ル jiritsushien-01@gbox.pref.osaka.lg.jp



大阪府就労継続支援優良取組表彰実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大阪府表彰規則（昭和43年大阪府規則第12号）第6条の規定に基づき、大阪府就労継続支援優良取組表彰（以下単に「表彰」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(表彰の目的)

第2条 表彰は、府内に所在する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）（以下「総合支援法」という。）に基づく行政庁の指定等を受けている障害福祉サービス事業所のうち就労継続支援B型の事業所（以下「事業所」という。）の工賃向上及び就労支援等についての優れた取組みを讃え、その取組みを他の事業所に普及させ、障がい者が地域で自立した生活を送るための基盤としての就労支援の質の向上につなげることを目的とする。

(表彰事業所の選定)

第3条 知事は、取組みの内容、実績、成果等を考慮して表彰する事業所を選定する。

ただし、選定の対象となる事業所は、次のいずれにも該当する事業所とする。

- (1) 過去3年以内に総合支援法に基づく指定の取消し等の処分を受けていないこと。
- (2) 過去3年以内に都道府県労働局により労働基準関係法令に違反するとして公表されていないこと。
- (3) その他の法令上又は社会通念上、表彰するにふさわしくないと判断される状況にないこと。

2 選定に当たっては、指定指導権者又は市町村に対し指導状況等の確認等を行うほか、障がい者福祉等関係分野の有識者の意見を聴くとともに、必要に応じ取組みの状況について実地に確認等を行う。

(表彰の方法等)

第4条 表彰は、表彰式を開催し表彰状を授与して行い、その概要をホームページ等で公表する。

(雑則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、表彰の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年10月20日から実施する。

この要綱は、令和7年9月1日から実施する。

大阪府就労継続支援優良取組表彰実施要綱 (新旧対照表)

新 (改正案)	旧 (現行)
<p style="text-align: center;">大阪府就労継続支援優良取組表彰実施要綱</p> <p>(趣旨) 第1条 この要綱は、大阪府表彰規則(昭和43年大阪府規則第12号)第6条の規定に基づき、 大阪府就労継続支援優良取組表彰(以下単に「表彰」という。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(表彰の目的) 第2条 表彰は、府内に所在する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)(以下「総合支援法」という。)に基づく行政庁の指定等を受けている障害福祉サービス事業所のうち就労継続支援B型の事業所(以下「事業所」という。)の工賃向上及び就労支援等についての優れた取組みを讃え、その取組みを他の事業所に普及させ、障がい者が地域で自立した生活を送るための基盤としての就労支援の質の向上につなげることを目的とする。</p> <p>(表彰事業所の選定) 第3条 知事は、取組みの内容、実績、成果等を考慮して表彰する事業所を選定する。 ただし、選定の対象となる事業所は、次のいずれにも該当する事業所とする。 (1)過去3年以内に総合支援法に基づく指定の取消し等の処分を受けていないこと。 (2)過去3年以内に都道府県労働局により労働基準関係法令に違反するとして公表されていないこと。 (3)その他の法令上又は社会通念上、表彰するにふさわしくないと判断される状況にないこと。</p> <p>2 選定に当たっては、指定指導権者又は市町村に対し指導状況等の確認等を行うほか、障がい者福祉等関係分野の有識者の意見を聴くとともに、必要に応じ取組みの状況について実地に確認等を行う。</p> <p>第4条～第5条 (略)</p> <p>附 則 この要綱は、令和4年10月20日から実施する。 この要綱は、令和7年9月1日から実施する。</p>	<p style="text-align: center;">就労継続支援優良取組表彰実施要綱</p> <p>(趣旨) 第1条 この要綱は、大阪府表彰規則(昭和43年大阪府規則第12号)第6条の規定に基づき、 就労継続支援優良取組表彰(以下単に「表彰」という。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(表彰の目的) 第2条 表彰は、府内に所在する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)(以下「総合支援法」という。)に基づく行政庁の指定等を受けている障害福祉サービス事業所のうち就労継続支援B型の事業所(以下「事業所」という。)の工賃向上及び就労支援等についての優れた取組みを讃え、その取組みを他の事業所に普及させ、障がい者が地域で自立した生活を送るための基盤としての就労支援の質の向上につなげることを目的とする。</p> <p>(表彰事業所の選定) 第3条 知事は、取組みの内容、実績、成果等を考慮して表彰する事業所を選定する。 ただし、次の各号のいずれかに該当する事業所については、選定しないことがある。 (1)過去3年以内に総合支援法に基づく指定の取消し等の処分を受けた事業所 (2)過去3年以内に都道府県労働局により労働基準関係法令に違反するとして公表された事業所</p> <p>2 選定に当たっては、障がい者福祉等関係分野の有識者の意見を聴くとともに、必要に応じ取組みの状況について実地に確認等を行う。</p> <p>第4条～第5条 (略)</p> <p>附 則 この要綱は、令和4年10月20日から実施する。</p>

令和7年度 大阪府就労継続支援優良取組表彰 募集要項(案)

1. 目的

この表彰は、府内に所在する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)(以下「総合支援法」という。)に基づく行政庁の指定等を受けている障害福祉サービス事業所のうち就労継続支援B型事業所(以下「事業所」という。)の工賃向上及び就労支援等についての優れた取組みを讃え、その取組みを他の事業所に普及させ、障がい者が地域で自立した生活を送るための基盤としての就労支援の質の向上につなげることを目的とします。

2. 対象事業所

総合支援法に基づく行政庁の指定等を受けてから令和7年4月1日現在で3年以上経過している大阪府内に所在する就労継続支援B型事業所で、工賃向上及び就労支援等について特色ある優れた取組みを行っている事業所

【着目ポイント】(令和7年度)

項目	内容
(1)工賃実績	前年度(令和6年度)の平均工賃月額が、 全国の平均工賃月額(前々年度分)(令和5年度)を上回るもの 参考:令和5年度全国平均工賃月額 23,053円
(2)特色ある優れた取組み	①～④に掲げるいずれか又は複数の要件を充足しており、 工賃向上や就労支援等について特色ある優れた取組みを行っていること
①就労支援	就労支援による一般就労と高工賃の達成 (要件:過去3年間(令和4～6年度)で1人以上の一般就労実績) 取組例:就労能力・意欲を高める訓練、企業見学・面接などの就職支援など
②目標工賃達成	全国平均以上の工賃向上額の目標達成による高工賃の達成 (要件:当年度(令和7年度)の「目標工賃達成加算」の算定) 取組例:目標工賃達成に向けた、生産性向上、外部市場開拓など
③長期継続支援	長年の支援を通じて積み重ねた工夫による高工賃の達成 (要件:B型事業所として指定を受けてから10年以上継続運営) 取組例:安定した受注体制の確保、改善を積み重ねて培った支援の工夫、 地域や外部との連携など
④重度障がい者支援	重度障がい者に応じた支援と高工賃の両立の達成 (要件:前年度(令和6年度)の「重度者支援体制助算」の算定) 取組例:重度障がい者に応じた作業工程や能力開発の工夫、職員の支援力向上など

ただし、選定の対象となる事業所は、次のいずれにも該当する事業所とします。

- ・過去3年以内に総合支援法に基づく指定の取消し等の処分を受けていないこと。
- ・過去3年以内に都道府県労働局により労働基準関係法令に違反するとして公表されていないこと。
- ・その他の法令上又は社会通念上、表彰するにふさわしくないと判断される状況にないこと。

3. 募集期間

令和7年9月8日(月) から 令和7年10月31日(金)まで

4. 応募方法

事業所代表者の自薦又は地方公共団体の推薦によります。提出書類を期日までに提出ください。

(1) 提出書類

- ① 推薦書(別紙様式)(自薦もしくは他薦) ※エクセルでメール提出(PDF不可)
- ② 指定書の写し
- ③ 事業所工賃向上計画シート(令和6~8年度)の写し
【[大阪府行政オンラインシステム事業所工賃向上計画シート](#)】(マイページよりダウンロード可)
- ④ 「令和7年度基本報酬の算定区分に関する届出書」の写し
- ⑤ 特色ある取組に関する書類(加算届出の写し等(取組に応じて提出))
 - ・令和4~6年度中の一般就労者についての「就労移行支援体制加算届出書」の写し
または、加算未申請の場合は「就労移行者一覧」(別紙様式)
 - ・令和7年度目標工賃達成加算届出書の写し(令和6年度工賃実績が目標を達成)
 - ・令和6年度重度者支援体制加算届出書の写し(令和6年度に重度者支援を実施)
- ⑥ 工賃実績、一般就労移行者数を公表しているホームページの写し
障害福祉サービス等情報公表システム(WAMネット)の「事業所詳細情報」>「サービス内容」のページの写し、
または、事業所ホームページの写し
- ⑦ その他参考となる資料
法人概要、事業所パンフレット、生産活動内容・特色ある取組内容・実績に関する資料・写真等

※提出書類は表彰事業所の選定以外には使用しません。返却しませんので、ご了承願います。
※④⑤は各指定指導権者の様式によります。様式名が多少異なる場合があります。

(2) 提出先

大阪府福祉部障がい福祉室自立支援課就労支援グループ
住 所 〒540-8570 大阪市中央区大手前3丁目2番12号 大阪府庁別館1階
電 話 06-6941-0351(内線番号4143)
メール jiritsushien-01@gbox.pref.osaka.lg.jp

※推薦書は必ずエクセルでメールで提出ください。(PDF不可) 推薦書以外の書類はメールまたは郵送可です。
※メールアドレス誤り等による申請漏れがないよう、送付後、担当までお電話ください。
※メール添付資料が大容量の場合、受信不可の場合がありますので、事前にご連絡ください。
大容量ファイルアップロードURLをお送りします。

(3) 提出期限 令和7年10月31日(金)まで (郵送の場合は、令和7年10月31日(金)当日の消印有効)

5. 選定方法

提出書類の内容を基に、「着目ポイント」から、有識者の意見を聴いて表彰事業所を選定します。また、必要に応じて、指定指導権者又は市町村に対し指導状況の確認等を行うほか、実地確認等を行います。

6. 表彰

令和8年1月以降に表彰式を開催予定。大阪府知事の表彰状を授与します。

7. その他

表彰された事業所の工賃向上や就労支援の好事例となる取組みを大阪府のホームページに掲載し、府内事業所に紹介します。また、大阪府が行う事業所向けセミナーでの講演協力をお願いする場合がございます。

≪推薦書様式、過去受賞者取組紹介等は、下記大阪府ホームページに掲載しております≫

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o090060/keikakusuishin/jyusan/hyousyou.html>

大阪府 就労継続支援優良取組表彰 推薦書①

※チェックボックスは該当を☑してください

応募方法	いずれかを☑してください		
<input type="checkbox"/>	事業所代表者の自薦		
<input type="checkbox"/>	地方公共団体の推薦 (以下を記載ください)		
	地方公共団体名、担当者名		
	推薦理由		
法人の名称			
事業所の名称			
事業所代表者氏名			
事業所番号(半角10桁の番号)	27*****		
サービス種別	就労継続支援B型事業所		
指定年月日	(和暦) 年 月 日		
	<input type="checkbox"/> 令和7年4月1日現在で、B型事業所の指定後3年以上経過し、指定書の写しを添付している(指定日が令和4年3月31日以前)		
定員数(提出日現在)		人	
利用者数(提出日現在)		人	
職員数(提出日現在)		人	
利用者の主たる障がい者種別			
事業所郵便番号	〒		
事業所住所			
事業所電話番号			
連絡先メールアドレス			
担当者名			
事業所の概要(沿革、特徴等)			
主な生産活動の内容			
事業所工賃向上計画	<input type="checkbox"/> 事業所工賃向上計画(令和6~8年度)を提出済みで、写しを添付している		
工賃実績 (月額)	令和6年度 (令和5年度全国平均:23,053円以上)	0円	
	令和5年度	0円	
	令和4年度	0円	
工賃目標 (月額) (事業所工賃向上計画より)	令和8年度	0円	
	令和7年度	0円	
	令和6年度	0円	
令和6年度生産活動収益総額(年間) ([生産活動収入]-[生産活動経費]) ※就労支援事業会計基準に基づき算出		0円	
令和6年度工賃支払総額(年間)		0円	
特色ある取組の要件	①就労支援	<input type="checkbox"/> 令和4~6年度中に一般就労者の実績があり、「就労移行支援体制加算」の加算申請の写し または、「就労移行者一覧」を添付している	
	就労者数	令和6年度	0人
		令和5年度	0人
		令和4年度	0人
		合計(自動計算)	0人
②目標工賃達成	<input type="checkbox"/> 当年度(令和7年度)の「目標工賃達成加算」の算定をしており、加算申請の写しを添付している(令和6年度工賃実績が目標を達成)		
③長期継続支援	<input type="checkbox"/> 令和7年4月1日現在で、B型事業所の指定後、10年以上継続運営している(指定日が平成27(2015)年3月31日以前)		
④重度障がい者支援	<input type="checkbox"/> 前年度(令和6年度)の「重度者支援体制加算」の算定をしており、加算申請の写しを添付している(令和6年度に重度者支援を実施)		
情報開示 (工賃実績・就労者数を公表)	<input type="checkbox"/> 工賃実績及び就労移行者数実績(就労有の場合)を事業所ホームページまたはWAMネットにて公表しており、公表ページの写しを添付している		
事業所ホームページURL			
その他参考となる資料	<input type="checkbox"/> 法人概要、事業所パンフレット、生産活動内容・特色ある取組内容・実績に関する資料・写真等を添付している		
処分期等	確認の上、☑してください		
<input type="checkbox"/>	過去3年以内に障害者総合支援法に基づく指定の取消し等の処分を受けていない		
<input type="checkbox"/>	過去3年以内に都道府県労働局により労働基準関係法令に違反するとして公表されていない		
<input type="checkbox"/>	その他の法令上又は社会通念上、表彰するにふさわしくないと判断される状況にない		

※記載内容について大阪府より事業所・指定指導権者・市町村等に確認する場合があります。

		工賃向上の取組	特色ある取組
①～④いずれか一つ以上にチェック			<input type="checkbox"/> ①就労支援
			<input type="checkbox"/> ②目標工賃達成
			<input type="checkbox"/> ③長期継続支援
			<input type="checkbox"/> ④重度障がい者支援
取組1	項目		
	内容 (課題に対して取組んだ内容、方法、工夫・苦勞した点など)		
取組2	項目		
	内容		
取組3	項目		
	内容		
取組の成果 (取組の結果による具体的な成果の数値等)			

事業所工賃向上計画シート(サンプル様式)

提出日

記入者名

1-1. 事業所の概要

法人名		※全事業所提出
事業所名		
事業所番号		大阪府行政オンラインシステムにて提出済の写しを提出してください。
事業所種別		
報酬算定区分		大阪府行政オンラインシステム
目標工賃達成指導員配置 加算申請		https://lgpos.task-asp.net/cu/270008/ea/residents/procedures/apply/f7b65119-ecf9-4929-991c-7418f1b2aa01/start
指定年月日		
事業所住所	〒	マイページ・申請履歴から本様式に記載されたものをダウンロードできます (PDF)
(フリガナ)		
事業所長名		
定員数(人) ※R6.4.1(新規:開設日)現在		
利用者数(人)※提出日現在		
連絡先電話番号		
連絡先メールアドレス		

1-2. 従たる事業所(事業所番号が同じで、一体的かつ独立して設置された事業所)の概要 *従たる事業所がない場合は記入不要

事業所名	
事業所種別	
指定年月日	
事業所住所	
連絡先電話番号	
連絡先メールアドレス	
事業所の概要・理念・ 特色・設立経緯など	

2. 目標工賃

工賃向上の基本的な考え方	
--------------	--

	令和5年度 実績 ※実績あれば記載	令和6年度 目標	令和7年度 目標	令和8年度 目標
売上総額(円)				
①工賃支払総額(円)				
②年間延べ利用者数(人)				
③年間開所日数(日)				
④開所日1日あたりの平均利用者数(人) ②÷③(小数点第2位以下切上げ)	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!
⑤年間開所月数(月)				
⑥1人あたり平均工賃月額(円) ①÷④÷⑤(円未満四捨五入)	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!

【参考】大阪府における工賃目標の考え方はこちら<https://www.pref.osaka.lg.jp/keikakusuishin/jyusan/kouchinkoujyo.html>

3. 現状分析と具体的方策(作業別に作成。主な作業最大5つまで作成可能。)

対象となる作業①	作業分類コード	
<p>作業内容 (主な取引先や販売方法など)</p>		
<p>作業の評価 (「自分たちの強み」「弱み」「収益性」「将来性」「意義」など)</p>		
<p>現状の課題と改善目標 (「売上拡大」「利益拡大」「絞り込み・撤退」「新規事業」など)</p>		
<p>各年度に取り組む 具体的方策</p>	<p>令和6年度</p>	
	<p>令和7年度</p>	
	<p>令和8年度</p>	

<その他>「工賃向上計画」の実行支援の希望
 工賃向上計画の実行支援として、希望するB型事業所へ専門家の派遣などの個別支援を行っています。希望する事業所には実行支援についてのご案内をします。
 ※実行支援実施事業所には、報告書を作成いただきます。好事例紹介などのご協力をいただくことがあります。

<p>実行支援を希望しますか</p>	
<p>求める支援の内容 ※「はい」を選択した場合</p>	

就労継続支援B型に係る基本報酬の算定区分に関する届出書

事業所名		<div style="background-color: yellow; padding: 5px;"> <p>※全事業所提出</p> <p>各指定指導権者指定様式の提出済の届出書の写しを提出してください</p> </div>																																																																										
サービス費区分		<p>1. 就労継続支援B型サービス費(Ⅰ) 2. 就労継続支援B型サービス費(Ⅱ)</p> <p>3. 就労継続支援B型サービス費(Ⅲ) 4. 就労継続支援B型サービス費(Ⅳ)</p> <p>5. 就労継続支援B型サービス費(Ⅴ) 6. 就労継続支援B型サービス費(Ⅵ)</p>																																																																										
定員区分		<p>1. 21人以上40人以下 4. 81人以上</p> <p>2. 41人以上60人以下 5. 20人以下</p> <p>3. 61人以上80人以下</p>																																																																										
サービス費) Ⅰ() Ⅱ() Ⅲ()	平均工賃月額区分	<p>1. 4万5千円以上 6. 1万5千円以上2万円未満</p> <p>2. 3万5千円以上4万5千円未満 7. 1万円以上1万5千円未満</p> <p>3. 3万円以上3万5千円未満 8. 1万円未満</p> <p>4. 2万5千円以上3万円未満 9. なし(経過措置対象)</p> <p>5. 2万円以上2万5千円未満</p>																																																																										
	平均工賃月額	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th>月</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> <th>7</th> <th>8</th> <th>9</th> <th>10</th> <th>11</th> </tr> <tr> <td>工賃総額(円)</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>延べ利用者数</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>開所日数</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>								月	4	5	6	7	8	9	10	11	工賃総額(円)									延べ利用者数									開所日数									<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th>月</th> <th>12</th> <th>1</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>計</th> </tr> <tr> <td>工賃総額(円)</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>延べ利用者数</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>開所日数</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>		月	12	1	2	3	計	工賃総額(円)						延べ利用者数						開所日数						<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">平均工賃月額①</td> </tr> <tr> <td style="width: 80%;"></td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> </table>		平均工賃月額①		
月	4	5	6	7	8	9	10	11																																																																				
工賃総額(円)																																																																												
延べ利用者数																																																																												
開所日数																																																																												
月	12	1	2	3	計																																																																							
工賃総額(円)																																																																												
延べ利用者数																																																																												
開所日数																																																																												
平均工賃月額①																																																																												
	円																																																																											
サービス費) Ⅳ() Ⅴ() Ⅵ()	ピアサポーターの配置		有 ・ 無																																																																									

注1 就労継続支援B型サービス費(Ⅰ)又は就労継続支援B型サービス費(Ⅱ)又は就労継続支援B型サービス費(Ⅲ)を算定する場合は、平均工賃月額区分及び平均工賃月額を記載すること。

注2 重度者支援体制加算(Ⅰ)を算定している場合は、平均工賃月額に2千円を加える。

注3 平均工賃月額区分「なし(経過措置対象)」は、指定を受けてから1年間を経過していない事業所が選択する。

注4 就労継続支援B型サービス費(Ⅳ)又は就労継続支援B型サービス費(Ⅴ)又は就労継続支援B型サービス費(Ⅵ)を算定する場合は、ピアサポーターの配置の有無を記載すること。なお、ピアサポーターを配置している場合は、別添「ピアサポーター等の配置に関する届出書」を提出すること。

■工賃実績・就労実績の公表 ※全事業所提出

事業所ホームページまたは、WAMネットの写しを添付してください

トップページ <https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/shofukuinfopub/jigyo/>

ログインページ <https://www.int.wam.go.jp/sfkohyojin/COP000100E0000.do>

事業者向け連絡ページ <https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/shofukuinfopub/jigyo/>

「事業所詳細情報」>「サービス内容」のページの写し（画面右上部、印刷ボタンよりPDF出力可）

サービス別の項目	
主な生産活動の内容 (具体的な内容)	
平均工賃 月額	円
平均工賃 時間額	円
生産活動収入 (年間売上高)	円
生産活動経費	円
工賃支払総額	円
退所者数	
退所者数 昨年度	人
退所者数 一昨年度	人
退所者数 一昨昨年度	人
退所者数 (主な退所理由)	
一般就労への移行者数 (移行率)	
昨年度 移行者数	人
昨年度 移行率	%
一昨年度 移行者数	人
一昨年度 移行率	%
一昨昨年度 移行者数	人
一昨昨年度 移行率	%
一般就労先での定着者数 (定着率)	
就職後 6月 定着者数	人
就職後 6月 定着率	%
就職後 1年 定着者数	人
就職後 1年 定着率	%
就職後 2年 定着者数	人
就職後 2年 定着率	%
就職後 3年 定着者数	人
就職後 3年 定着率	%
訓練中の怪我等に対する保険の有無	<input checked="" type="radio"/> なし <input type="radio"/> あり

就労移行支援体制加算に関する届出書
(就労継続支援B型)

事業所名			
前年度における 就労定着者の数		人	
<p>※①就労支援を選択の場合提出</p> <ul style="list-style-type: none"> 各指定指導権者指定様式の提出済届出書の写しを提出してください 加算未申請の場合は、「就労移行者一覧」を提出してください 			
基本報酬の 算定区分	就労継続支援B型 サービス費 (Ⅰ)又は(Ⅱ)	2	3万円以上4万5千円未満
		3	3万円以上3万5千円未満
		4	2万5千円以上3万円未満
		5	2万円以上2万5千円未満
		6	1万5千円以上2万円未満
		7	1万円以上1万5千円未満
		8	1万円未満
		就労継続支援B型サービス費(Ⅲ)又は(Ⅳ)	

	氏名	就職日 (年月日)	就職先 事業所名	前年度において 6月に達した日 (年月日)	届出時点の 継続状況
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					

注1 就労定着者とは、就労継続支援B型等を受けた後、就労し、当該年度の前年度において就労継続している期間が6月に達した者をいう。なお、就労とは企業等との雇用契約に基づく就労をいい、労働時間等労働条件の内容は問わない。ただし、就労継続支援A型事業所の利用者として移行及び施設外支援の対象となるトライアル雇用は除く。

注2 基本報酬の算定区分について、就労継続支援B型サービス費(Ⅰ)又は(Ⅱ)を算定している場合は、平均工賃月額額の区分も選択すること。

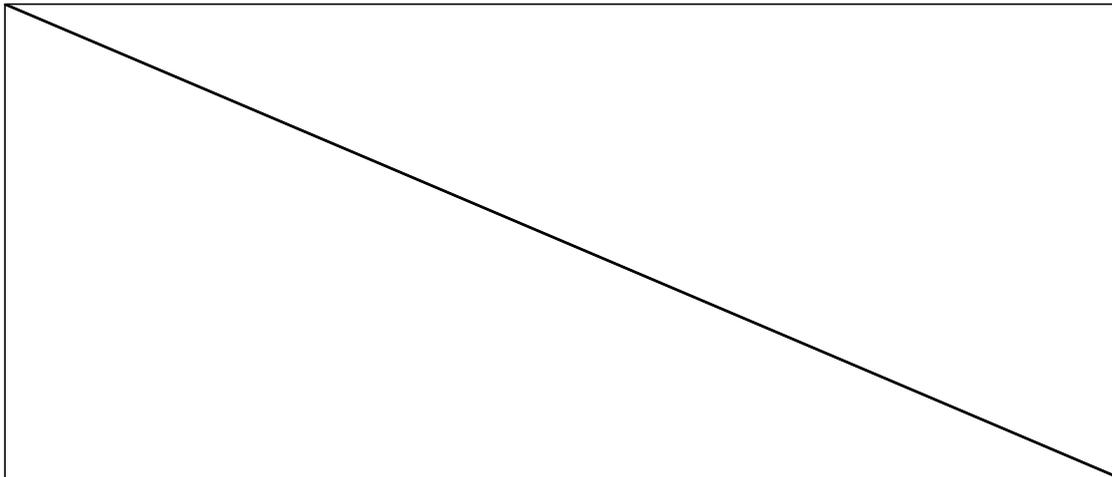
注3 届出時点の継続状況には、就労が継続している場合には「継続」、離職している場合には「離職」と記入。

注4 加算単位数は前年度の就労定着者の数に当該年度の利用定員及び基本報酬の算定区分に応じた所定単位数を乗じて得た単位数を加算することとなる。

注5 行が足りない場合は適宜追加して記載。

就労移行者一覧
(※就労移行支援体制加算 未届出の場合)

事業所名	
令和4～6度 における 就労者の数	人



	氏名	就職日 (年月日)	就職先 事業所名	届出時点の 継続状況 (選択)	備考
例	大阪 花子	令和7年3月1日	(株)ABC	継続	6か月未満
例	浪速 太郎	令和6年5月1日	(株)XYZ	離職	令和6年10月1日離職
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					

目標工賃達成加算に関する届出書

事業所名		※②目標工賃達成を選択の場合に提出 各指定指導権者指定様式の提出済届出書の 写しを提出してください
異動区分	1 新規	

平均工賃 月額等	① 工賃向上計画において掲げた工賃目標	
		円
	② 工賃目標の対象年度における事業所の平均工賃月額（実績）	
		円
	③ 工賃目標の対象年度の前年度における事業所の平均工賃月額（実績）	
		円
算定要件	④ 工賃目標の前々年度における全国平均工賃月額	
		円
	⑤ 工賃目標の前々々年度における全国平均工賃月額	
		円
	⑥ ③+（④-⑤） ※④-⑤が0未満の場合は、0として算定すること。	
		円
算定要件	<要件確認1> ① \geq ③+（④-⑤）となっていること （※④-⑤が0未満の場合は、0として計算）	（ 該当 ・ 非該当 ）
	<要件確認2> ② \geq ①となっていること	（ 該当 ・ 非該当 ）

障がい基礎年金1級を受給する利用者の状況
(重度者支援体制加算に係る届出書)

事業所の名称	
異動区分	1 新規 2 変更 3 終了

当該施設の前年度利用者延べ人数(全体)	(A)	人
うち障がい基礎年金1級を受給する利用者延べ人数	(B)	0 人
(B) / (A) × 100	(C)	%
重度者支援体制加算	(I)	(II)
	50%~	25%~50%

	氏 名	利用日数
1	<div style="background-color: yellow; padding: 5px;"> <p>※④重度障がい者支援 を選択の場合に提出 各指定指導権者指定様式の提出済届出書の 写しを提出してください</p> </div>	
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		

※ 本表は前年度の障がい基礎年金1級を受給する利用者を記載してください。

※ 重度者支援体制加算を算定する場合に作成し、都道府県知事に届け出ること。



つながるために、まず外へ

シップヘルスケアフード株式会社 グリーンファーム千里中央

基本情報

- 所在地 豊中市
- 指定年月日 令和3年10月1日
- 利用者数 29名(R6.10.31現在)
- 職員数 6名(R6.10.31現在)
- 利用者の主たる障がい種別
精神障がい、知的障がい、身体障がい
- 一般就労実績

	R3	R4	R5
0名	0名	3名	

グリーンファーム千里中央は、レタス等の水耕栽培、コーヒー豆の選別、焙煎、封入、シール貼り等の軽作業を行っている事業所です。

福祉未経験の職員が多いことを逆に強みとして、柔軟な発想で様々な分野と繋がることで販路拡大、工賃向上、一般就労者の輩出に成功しています。



水耕栽培の様子

野菜の出荷準備の様子



工賃向上の取組み

地域とつながり、経営×福祉を改善

コロナ禍にレストラン業から福祉事業所に新規参入し、水耕栽培の設備を導入したものの、設立当初は、売先がなく、売上げが上がらず、利用者も増えずで経営に苦戦していました。そこで自ら様々な分野に積極的に情報収集、営業活動を行いました。

情報収集の中で、行政主催の障がい者啓発活動に関わることができ、啓発イベントの運営をする中で他事業所とのつながりが生まれ、カフェを運営する事業所からサラダの野菜を定期購入してもらうなど新たな受注が発生しました。また、近隣施設で実施している朝市に参加をするなど地域のイベントに参加することで販売機会を創出しています。イベントなどで商品を購入した個人のお客さんが来所してリピート購入してくださるようにもなりました。その後、法人グループのカフェへの納品や出張販売なども行うようになり、水耕栽培は今ではフル稼働しています。

地域の相談支援機関などに接点を持って事業所の支援方針などを説明するように心がけ、工賃アップのおかげもあって、事業所の認知度も上がり利用者も増えました。

野菜やコーヒーの販売は、利用者が接客するようにしています。自分が作った商品を自分で販売する喜びは、利用者のモチベーション向上にも役立っています。

工賃向上の取組み

他事業所とのコラボ商品の開発

コーヒー豆の選別・焙煎・販売も行っています。つながりができた他事業所に呼びかけ、クッキーとのセット販売をしたところ、人気商品となり売り上げが伸び、大幅な工賃向上を貢献しました。他事業所と連携することで、支援学校での定期的な出張販売を実現するなど、新たな販売先の情報等を得ることもつながりました。



コーヒーとクッキーのセット

工賃向上の取組み

積極的な営業、高単価の内職探し

水耕栽培やコーヒー製造の隙間時間に軽作業も行っています。インターネットで内職作業の委託先を募集している事業者を探し出し、まずは電話でアポイントを取り、話を聞いてもらう場をセッティングしてもらうようにしています。

就労継続支援B型事業所を知らない企業であっても、担当者間で信頼を得ることができれば、内職作業の受注につながります。初めは仕事を受注できなくても、一度会っていることで次の機会に作業を受注できることもあります。



タオルにのし紙を付けていく作業の様子



100円商品の袋詰め作業の様子

就労支援の取組み

利用者の希望を第一に

入所時の面談で就職を希望する利用者には、日々の作業で「社会に出て働くということ」を意識してもらえるように伴走支援を行っています。軽作業や接客やリーダー役など、適性を探しながら試してもらい、支援者が「できない」と決め込んでしまうのではなく、「まずはやってみる」の姿勢を大切にしています。

福祉未経験の支援員も多いのですが、雑談を交えた一方通行でないケース検討や意見交換を行うことで、支援員の就労支援力向上にも努めています。相談支援事業所など他の支援機関との情報交換も支援に役立っています。

事業所自ら積極的にアプローチし、支援方針などの思いを伝え、信頼関係を築くことで、行政や地域イベント、支援学校などの地域資源や様々な業種の企業と連携し、販路拡大、情報収集に努め、大幅な工賃向上を達成できました。

実は、当初は事業所の経営を軌道に乗せたい法人側と、福祉経験者の現場管理側とで、意見が合わないこともありましたが、双方が経営と福祉の両立を理解しあい、改善と協力を積み重ね、今の高工賃を達成できました。

参考資料